

- ① A. Hermann: a. a. O., S. 68. A. Soetbeer: a. O., Anlage C. s. 167f.
- ② A. Soetbeer: a. O., S. 167.
- ③ G. Wegener: Die Geschichte der See-Weltstrasse von Fainopa nach Ostasien, (Weltverkehr 1911/2) S. 299.
- ④ R. Hennig: a. a. O., s. 95.
- ⑤ 「彼等(フニキア人)が海賊であると同様に商人であつたかどうかは言ひ難い—彼等自身も實は知らなかつたのだ—海上で出會ふ船舶に對し、我は屢々訪れた土地の住民に對し、彼等が平和的な態度に出るか、好戰的な態度に出るか、おそろくその瞬間の情勢によつて決定された。」 G. Missero: The Struggle of the nations London 1896, 1905. P. 195. 6

## 平安京の經濟

題して「平安京の經濟」といふ、その目的とするところは單に平安京に於ける市民の經濟生活の諸相を概観しその

- ⑥ 「また我(ダビデ王)わが神の家を悦ぶが故に聖所のために備へたる一切の物の外にまた自己の所有なる金銀をわが神の家に獻ぐ即ちオフルの金三千タラント精銀七千タラントを獻げてその家人の壁を敷ふに供ふ」(摭代志略三九・三〇四)
- ⑦ R. Hennig: a. a. O., S. 301f. 8
- ⑧ 「ソロモンのイスタエルに王たる第四年ジフの月即ち二月にソロモンエホバのために家を建てることを始めたなり」(列王紀略上六・一)「ソロモン二十年を経て二つの家即ちエホバの家と王の家を建をはり……」(列王紀略上九・一〇)
- ⑨ 「ヨシヤパテタルシシの船を造りて命を取るためにオフルに往かじめんとしたりしが其船エシオンゲベルに壞れたれば遂に往くに至らざりき」(列王紀略上三二・四八)

## 柴田實

變遷を歴史的に叙述するにあるのではなく、當時に於ける全國唯一の都市としての平安京の經濟が、律令制度の下に

於ける國民經濟全體の上に如何なる位置を占め、また如何なる働をなしたか、言換へれば平安京の經濟がその時代の經濟全體の上に有するところの意義如何に就いて少しく考察を加へたいと思ふのである。

## 一

平安奠都は周知の如く奈良時代に於ける政治上の諸積弊を釐正し、精神界（宗教界）に於ける一新を目指して企圖せられたものであり、政治上にも思想上にも一大革新であつたが、それはまた社會經濟生活の上に於いても新なる進展を意味したものであつた。新都の經營はもと自然的に發達した繁落の上に計畫せられたものではなく、また何等かの産業を基礎として自ら興り來つたものでもなく、純然たる政治的理由によつて新に創められたものであつたといへ、長岡京の造營をもこめて、延暦三年以來約二十年に及ぶ土木工作は全國より徵發した數十萬にのぼる工夫を役し年々莫大なる國幣を傾けたものであつて、そのこと自體が既に大いなる經濟的意味を擔ふものであつたが、かくして

開かれた新都の生活はまた新なる經濟的一生面の創造であつた。

蓋しこの時代は恰もわが國全體の經濟が漸く大きくうつり變らうとする重要な轉換期に際會してゐた。即ち曩に大化改新によつて確立された土地國有の原則は律令の施行によつてその具體的な内容を與へられ、いはゆる班田收授の制として、國家の財政維持と個人の經濟保證とを一貫した原則の下におき、以つて國民全體の繁榮を期したものであり、奈良時代を通じて政府はその勵行に力め、一應全國に亘つてその實施を見たのであつたが、その制度の中に含まれてゐた多くの矛盾は時代の下ると共に次第に大きくなりこの時代に入つては早くも制度の一部修正と變更とを餘餘なくせられ、令制の外に立つ莊園の萌芽はこの時代に現はれてその急速なる成長はやがて令制全體の破滅にまで導いたのであつた。

土地公有の原則の破綻は何人も知る如く開墾獎勵の必要から私有の認められた墾田の増加とそれを基礎とする寺社莊園の發達に始つた。新都の經營は本來奈良時代に於ける

積弊の根源の一であつた南都諸大寺の私の勢力を殺いで、國家公權の振興を企圖したものであつたが時代と共に益々盛んとなる佛教の信仰によつて平安京に於いても東西兩寺をはじめ、延曆、嘉祥、貞觀、元慶、仁和、醍醐等の諸大寺が相繼いで草創せられ、その維持の爲に新に封戸が寄せられ、多くの莊園が設置されることとなつた。それら莊園とその本寺との間をつなぐ諸種の貢納の關係は平安京經濟を考へる上に重要な意義を有するものであつたが、それは何にもまして令制弛緩の最も大きい現れであつた。

而してかゝる莊園の發達は特に未開の曠野を多く有つた北陸や東國地方に於いて著しく認められるところであつたに對し、近畿地方の如く人文早く開け人口の比較的稠密であつたところにあつては事情のやゝ異なるものがあつた。延曆十一年十月、京畿の百姓に田を班つに當つて土地が不足した爲、男子には令の規定通り班給されたが、女子にはその餘を以つて給し、奴婢に至つては遂に班給より除外されるに至つた。類聚國史 百五十九この事實は班田收授の制度がその實施後僅かに一世紀に滿たずして早くも行詰りに達着したこ

とを告げるものであるが、令制の行詰りは國家制度の破綻ではあつても未だ必ずしも直に國民經濟そのものゝ行詰りを意味するものではなかつた。はじめは三世一身に限り、後には更に永世にわたつて完全なる私有の認められた墾田の増加と、不輸不入の特權を有する莊園の擴大とは、結局法制によつて均一化せられた統制經濟から、各自がその欲望とその能力とに應じて私利を追求する一種の自由主義經濟への進展を意味するものであり、それによつて社會に新なる階級分化が生じ、また地方毎にいくつかの異つた段階の經濟様相を現するに至ることが考へられる。かやうな變化は勿論平安時代三百年を通じて徐々に來るところであり殊にその初期にあつては極めて緩慢な且つまた隱微な推移であつた。

平安京の造營が恰もかやうな律令制から莊園制へと向ひつゝあるわが國經濟全體の推移發達の時期に際して企てられたことは特に注意せらるべく、かゝる經濟の段階にあつては都府の生活は外觀的にも種々特殊な形貌を呈すると共に、その繁榮は一國經濟全體の發展の大きい推進力となる

べきであつた。

## 二

經濟の上に於いて都市の生活を特色づけるものは何を措いてもまづその人口の巨大と、これを維持する商工業の盛大、その基礎的條件としての貨幣の流通とであらう。

平安京の戸口數に就いてはもとより正確な統計が存するわけではなく、これを推知すべき間接の史料さへも極めて乏しくその概數さへも容易に見積り難いが(註)、これを構成する主要なる要素は内裏八省の中に何等かの職を奉ずる公卿百官と、これに隸屬する雜色部民、若しくは彼等に資附して生活するものであつて、いづれも直接生産にたづさはるものではなく、その本性は純然たる消費階級であつたと考へられる。尤も彼等の中には朝廷の諸司諸寮に屬して種々の工作に従事するものもあつたが、その製品は後述の如くいづれも直接官の用途のために豫定せられたものであつた。二言換へれば何等社會的に生産せられるものではなかつた。逆にそれらの官需の生産のために必要とする資財や貨

物は彼等全消費階級の需要を賄ふところの食料、衣料と共にすべて地方からの輸入に俟たなければならなかつた。

尤も京戸の住民も一般地方の百姓と同じく口分田の班給を受けてゐたことは事實であるが、それが實際に如何に運營されてゐたかは十分明かでない。元慶三年十二月中納言藤原冬緒の奏言によれば、京戸の女は事外國と異り蠶桑の勞を知らず杵臼の役なく加ふるにその所當は最も微少なるに反し、畿内の百姓は徭役京戸よりも重くしてその口分田を以つてその勞苦に酬るに足らぬが故に、京戸の女子の口分田を削つて畿内の百姓に加給せむといつて採擇せられてゐる。三代實錄 三十六 元來平安京の條坊の内には相當空閑地があり、これに水田を營むことは禁ぜられてゐたが、大小の路邊及び卑濕の地には水菜芹蓮の類を殖うることは聽されて居り、續日本後紀七 延喜式 承和五年七月朔條、四十二 その閑地を耕種して地利を盡すことはむしろ官の獎勵するところであつた。弘仁十年十一月、左右京職は解を上つて、地主が廣大の敷地を占めて耕營を事とせず徒に日月を過してその地が藪澤となるに至るを述べて、これを願人に賜はらんことを請うたところ

太政官はまづそれらの空閑地を總計してその數を調べ一應悉く地主に命じて耕種せしめ、一年間耕さざる土地は希望者に與へ、若しその地を與へられたものが更に二年の間開墾しない場合には改めてこれを他人に與へ、最後にその地を開墾した者を以つて地主とすべきことを規定した。類聚三代格十 天長四年九月竝に貞觀八年五月にも同様の趣旨が繰返へされてゐる。これらを以つてすれば京中に於いても或る程度の食糧はこれを自給しえたかと考へられるが、その巨大な人口を養ふ米鹽はやはり主として地方からの輸送に俟たねばならなかつたことは當然である。

當時地方から年々京都に上輸される米の量が如何ほどであつたかは、戸口の數と同様もとよりこれを確かめることは出来ないが、諸國正税の中より宮内省大炊、内藏兩寮に送られる春米のみにても、大炊寮に白米一七、三三〇石餘糯二六〇石、内藏寮に玄米二〇〇石、合計一七、七九〇石餘に達し、別に民部省に送らるゝもの五〇〇石、一般租春米に至つては二四、五〇〇石、別納の租穀一三三、七三四石の巨額に達してゐる。延喜式廿三、一 而してこれはたゞ租民部下

米のみであるが、その上別に貢進される調として糸、絹、純、綾羅等をはじめ、席、折薦、坏、盤、瓮、油、染料、藥品等に至るまで多種多様なものがありその量も決して僅少ではなかつた。同上廿四 尙これらの外にも諸國より貢進される雜物は少くなく、それらはいづれも直接八省、諸司の需要に充てられたのであらうこといふまでもないが、租米や調布に至つては諸種の俸祿や賞與として下行されることも多かつたであらう。蓋しそれらはいふまでもなく當時通貨の意味を有つてゐたからである。

併しながら當時は貨幣も或る程度流通して居り、地方の事情によつては租や調を錢を以つて代納することが認められて居り、殊に京中では調はすべて錢を輸することに定められてゐた。延喜式廿四 また官の儲役に當つて糧米の代りに庸錢が交付されたことを思ふと、別に何時にてもこれと交換しうるどころの豊富なる物資、いはゞ裏付物資のあつたことが考へられる。試みに延喜式二十三、主計下に就いて諸國より正税を以つて交易して進められる雜物を見れば麥、豆、胡麻、海苔、昆布といつた食糧品からはじめて絹

麻布、皮革、席、容器、馬具、油脂、染料、金銀其他雜品に至るまで真に無いものはないともいはるべきであつた。これらが如何に官に於いて使用せられ、またそのことが如何に間接に市民の消費を充してゐたか、それには平安京の官營市場に於ける交易の實際が明かにせられなければならないが、そのまへに一應官業ともいふべき、諸司諸寮の内に於ける諸物資の製作に就いてかへりみなければならぬ。

周知の如く令制によれば八省の中、大藏省には典鑄、漆部、縫部、織部等の諸司があつてそれぞれ官用に供する鑄もの、漆器竝に布帛を作る爲に百濟戸、狛戸、縫女戸、染戸等の雜戸が附屬して居り、兵部省の下には造兵司、主船司等があつてそれぞれ兵器や船舶を作り、更に宮内省には典藥、造酒、主油、宮陶、内染等の諸司があつて宮中に於ける藥や酒、油乃至陶器、染織等の類を供給することになつてゐた。尙その他にも中務省圖書寮には造紙手、造筆手、造墨手竝に紙戸等が附隨してゐてその所用を充し、同じく中務省縫殿寮にあつては縫女をして女王及び内外の令婦官人等のために衣服を製せしめることになつてゐる。これら

の諸制度が平安京に於いて果して如何なる程度にまで實地に行はれたかは、なほ考ふべく、例へば大同三年、縫部司を縫殿寮に、漆部司を内匠寮に統合した如く時宜に従つて改變があり、延喜式に於いては令制との間に大分の相違を見るが、問題はその機構ではなくそれが如何に運營せられたかの點であらう。勿論各司、各寮に於いて若干の相違はあるが、これを大別すればそれぞれの寮司に附隨する雜戸品部を置いてその製造するものを貢進せしめるいはゞ請賃制と、直接その寮司間に工人を役して製作に當らしめる儲役制との二つの方式があつた。例へば織部司に就いていへばそれには挑文師、挑文生等いはゞ技師技手といふべきものゝ外に染戸が附屬して居り、これを更に細別すれば錦綾織戸、吳服部、緋染、藍染等の品部となり、令集解引くところの古記によればそれぞれ百十戸、七戸、七十戸宛あつた。これらの戸は多く河内、大和、近江等近國にあつて年料として毎年一定の疋敷を調進することになつてゐたやうであるが、延喜式によれば司には機工三十五人、薄機織手五人、絡糸女三人が居てそれぞれ衣糧を給せられて

ゐるから、司の中に於いても亦織らしめられてゐたことが知られる。また縫殿寮に於いては縫部の下に縫女部が屬してゐたが、彼等は京間の婦女子の中より選ばれて召進められたものであつた。

いづれの場合に於いてもこの製品ははじめにもいふ如くまづ官省の所要を充し、ついではその中に高き位置を占める貴族階級の奢侈的需用に應ずるものであつて、直接一般市民若しくは地方民の使用を目指したものではなかつたといへ、かの雜戸や品部は年料として一定の比較的少量の製品を供進する以外、餘剩の製品はこれを自由に處分することを認められてゐたであらうと考へられ、また備役として諸司に奉仕したのもその役を解かれ、ばその間に習得した技術を身につけて民間に於いて同じ業を營むことが出来ることを思ふならば、これら諸司諸寮が間接に民間の生産を増進し技術の向上を來らしめたことは蓋し想像以上に大きいものがあつたであらう。事實近世に於ける京都の諸産業は殆どすべてその源流をこれらの官業に有してゐることを思ふべきである。たゞそれは官業が官業のまゝで近世

に傳つたのではなく、それは却つて個人の營利追求によつて完全に解體せられ、永い中世の歴史を通して新しい組織として再生し來るものであることを忘れてはならない。而してかゝる中世經濟への移行の一過程として平安京の市場の變遷が顧られなければならない。

(註) 平安京の人口推計の資料としては第一に弘仁六年撰上の新撰姓氏錄に記された左右兩京の諸氏の合計四九九氏といふのがまづ擧げられるが、各氏族の成員數は勿論、その平均値さへも知りえられないので、それから直に人口數を算定することが出来ない。その人口構成の主要々素たる大政官八省の公卿百官、上は左右大臣より下は直丁使部に至るまでの數を假に職員令によつて集計すれば七九六三名となりこれにその妻子從僕等を加ふればそれのみで少くとも四五萬人に達する。これはもとより机上の推算で職員令の定員が必ずその通り充たされてゐたかどうかは甚だ疑はしいが右の集計中には諸寮若しくは諸司に屬する紙戸、樂戸、染戸、鍛冶戸或は百濟戸、狛戸の如き雜戸、部民並に左右衛士府の衛士等は含まれて居らず、他方平安時代に入つて新に設けられた藏人所檢非遣使廳の如きいはゆる令外の官に屬する諸員も存するわけであるから、右の推定口數は決して多きに過ぐることはないであらう。貞觀十六年八月二十

四日の暴風雨には内外の官舎民屋等多く吹倒されて流失し  
全きもの罕なりといはれたが、翌月その被害の特に甚しき  
ものに對し賑給が行はれた、その數左京合せて三千百五十  
九家と記されてゐる。

### 三

平安京の東西市に就いては關市令竝に延喜式四十二東西  
市司の條に詳細の規定があり、またそれに關する先人の研  
究も一二既に存するが故に、こゝにその詳述を省くが、要  
はその市場に關與する商人とそこに於いて賣買される商品  
の種類とその價格をばすべて嚴重な監督の下においてこれ  
を統制しようとしたものであつた。即ち商人に就いていへ  
ば市場に肆隱を有するものは必ず一種專業であつて、市人  
として毎年登記を受くべきことになつて居り、その商ふと  
ころの物品はすべて上中下の三等に分ち、各等級毎にまた  
上中下三等の價格を附し、都合九通りの値段を定めてこれ  
を清價帳に記載せしめ、毎月京職に届出づべく定められて  
ゐた。東西兩市はもとより同等であつてそれぞれ半月交替  
に開かれることも古來の定りであつた。たゞかくの如き規

定がその實際に於いて果して如何やうに運営せられたか、  
そこにわれ／＼の考ふべき問題が存する。

まづ令の精神からすれば東西兩市は全く同等にその機能  
を果すべく、その間に何等輕重の差はなかつた筈であるが  
實際に於いては既に早い時代から西市は次第に淋れ、人が  
多く東市に集る傾向があつた爲に、承和二年、錦綾、絹、  
調布等十八種の品目を限つてこれを特に西市のみに於いて  
與販せしめることにしてその衰微を防がうとした。續日本  
後紀

十二がそれにもかゝらず、かゝる傾向はこれを人爲的に  
完全に防止することが出来なかつたと見えて、延喜式に掲  
げられた東西市の肆の隱名を見ると東市には五十一隱ある  
に對し、西市は漸く三十三隱に過ぎず、内十七種目までは  
兩市に共通して販賣せられてゐる。これは何人も知るやう  
に平安京の住民が好んで左京に移り住み、これに反し右京  
は次第に衰微して行つたに伴ふ自然の結果と見られるが、  
經濟の實際が制度と違ふ第一の點であつた。

併しそれよりも更に重要なことは、商品の賣買をこれら  
東西兩市に限つてその流通を統制しようとした政府の經濟

政策が、果して十分その目的を達したかどうかの點であらう。統制經濟の無理はまづ市場に於ける物品の價格を市司が沽價帳によつて一定しようとするところにあつた。例へば承和七年のこと、この年は飢饉のために穀價が騰貴したので政府はこれを全國的に公定してその維持勵行を圖つたが、事實は穀價が益々騰貴し、これに反して錢價は暴落して需給の關係が圓滑を缺き、京都は却つて益々飢えることゝなつた。然るにもかゝはらず市場ではその後もなほ一度定められた規定を守つて時宜に従はなかつた、その後九年嘉祥二年に至つて政府は陸海の輸送力を擧げて地方から所定量の米穀を京都に集め、その沽價に准じて新なる穀價を定めたのであつたが、諸種の物價を一點に釘付けにしておくことは到底不可能であつて、現實にはその時々々に變動することを免れなかつた。續日本後紀 十九 然るに東西市司の上進する沽價帳は眞の時價に據らず常に名目のみの價格を記載し、時には東西兩市の間に於いてさへも互に一致しないことがあつて都民の信用を失ひ、官の公經濟にも損害を及ぼすことが多かつた爲、貞觀十三年にはその責任者たる市司

とこれを監督すべき京職をば戒飾するところの官符が下された。類聚三代格 十七

かやうに沽價法による價格統制の勵行が頗る困難だつたことゝ竝んで今一つの障礙は市籍人（市に肆賑を有する商人）が市司の統攝の外に立ち、容易にその命に違はなかつたことである。元來市籍人は上述の如く延喜式の規定に従へば一定の資格を限つてこれを許可し、その營業に關して特別の保護を加へられてゐたが、それは専ら商賈を事として他業に預らせない爲であつたにかゝはらず事實は任意に權門勢家に仕へ、その威權を假つて奸濫を擅にし市司の存在を無視するやうなことが多かつた。貞觀六年九月、政府は左京職の上申を容れて、市籍人が諸司諸家に仕へることを禁止せしめた。類聚三代格 十九 このことはかの令の規定に皇親及び五位以上のものが、帳内資人や家人奴婢等を遣し市肆を定めて興販することを禁じてゐることの裏面を考へしめるもので、令の精神としては皇親竝に高位を有するものがその地位を利用して市に肆を出し特殊の利益を圖ることを防ぎ、且はその名譽を保持せしめようとしたものであらうが

彼等は自己の家人や奴婢を遣して賣買せしめる代りに、賣附する市籍人と結托して私利を圖つたものと思はれる。かやうな私の情實蠶絲の累積中に令の制度が崩壊して行く機因が胚胎してゐたことは他の場合も同様であつた。

市場を完全な官の統制の下におかうとした政府の方針からすれば、市場以外での取引は勿論認めらるべきではなく延喜式には京中の衛士や仕丁が坊に於いて酒食以外のものを商ふことを禁ずる明文が存する。併しながらこれは特に衛士や仕丁に限つていはれたことで、その反面には却つて一般市民が東西市以外の場所で商賣を營んだことを思はせるものがある。それは恐らく東西市場制度のなほ嚴存する時代から見られたことであらうが、その弛緩と共に一層普遍的となり次第に公然と行はれることとなつたものと考へられる。即ち社寺の祭禮や法會に際し臨時隨所に店を開く座商や、品物を擔うて市中を振歩く振賣商人がこれであつて、その存在は平安京初期の史料の上にはよしこれを徵證することが出来ないとしても、十分これを豫想して然るべく、況して中期以後に於いては何人も知るやうに當時の文

學や繪卷物の中にその姿が如實に描かれてゐる。而してそれは平安中期以後東西市の衰退と相俟つて市民の消費生活が官營市場よりもより多くかゝる自由商人に俟つことになつて行く事實を語るものと言へよう。

(註) 柴 謙太郎 平安京の市に關する一考察 歴史地理 四

十八の一、二、三

西村真次著 「日本古代經濟」第二卷「市場」

#### 四

以上見るが如き市場制度の整備とそれに伴ふ交易の盛行とは本來貨幣制度の確立されてゐることをその前提とするであらうが、それはまた同時にその結果として貨幣經濟を著しく進展せしめた。市場の繁榮と錢貨の流通とはいふまでもなく相互に密接な相關々係に立つてゐるからである。

わが國に於ける貨幣の使用流通は既に奈良時代に始まり和銅開珎、太平元寶、萬年通寶、神功開寶等數種の錢貨は夙に平城京に行はれて交易の媒介と價値の蓄積とに用ひられ人々はその利便に習熟してゐたが、歳を經ると共に損耗

するところ多く、私鑄の偽錢も多く混入することゝなつたので、都が平安に遷さるゝや、直に新錢鑄造のことが考へられ、延暦十五年十一月隆平永寶の名を以つて世に行はれることゝなつた。新錢一は舊錢十に當り當分新舊竝用せしむるも舊錢は來年より四ヶ年を限つて停廢することが令せられた。然るに地方に於いては錢を徒に退藏するものが多く京畿には却つて錢が乏しく交易の上に不便が少くなかつたので、太政官は延暦十七年九月貯錢を禁じて所有の錢は悉く官に納めしめ、その代償としては租米を給し、京に送るところの夫賃も亦米を用ふることゝし、それでもなほ退藏して官に進めないものに對しては違勅罪を科するといふ嚴然たる方策に出でたが、類聚三代格 十九なほ所期の効果を收めえなかつたと見え、同十九年二月には皆て錢貨使用獎勵策として用ひられた多額の蓄錢者には爵位を與ふる制度を廢して逆にこれを禁じつとめてその流通を計つた。同上

曩に隆平永寶新鑄の際には舊貨の流通期限を四ヶ年と限つたのであつたが、當時は未だ今日のやうに中央銀行の制度があるわけではなく、新錢の施行と同時に舊貨を回收す

るといふやうな操作は十分圓滑に行はれ得なかつたであらうと想像されるが、新錢の不足は一層舊貨の流通禁止を困難にしたかと考へられ、大同三年五月には改めて新舊竝用して民の乏しきを濟ふべき勅が出されてゐる。日本後紀 弘元元年十二月鑄錢司が剩鋼を以つて新錢一千四十貫を鑄造した功により長官以下關係者が叙位賜祿の恩に浴してゐるのも亦同じ趣旨からであつたであらう。同上京畿地方が常に錢に乏しかつたといふのは曩にも述べたやうに遠隔の地方農村にそれが退藏されて中央都府に還流しなかつたによるとはいへ、その反面には京都に於ける物資の消費と資金需要の急激な増大が考へられる。蓋し新都の造營とその後に於ける都府の生活の著しい發展がその根本原因であつたことは容易に想像されるところであらう。その後弘仁九年十一月には富壽神寶が鑄造せられ、爾後天徳二年三月の乾元大寶に至るまで相次いで數種の新錢が鑄造せられ、その都度、新錢一に對する舊錢十の比率を以つて新舊竝用の方針が採られた。

これらいはゆる皇朝十二錢の今日に遺存するものに就い

て見ると、承和二年鑄造の承和昌寶以後その品質は次第に低下し、その形までも小さくなつて來てゐることが目立ち果して法令の如く新錢が常に舊錢の十倍を以て流通しえたかどうかは疑はしく、民間では夙に惡錢を擯棄する風があつて取引の圓滑を缺いたので、貞觀七年六月には特にこれを禁止する法令が出され、新錢はたとひ文字が十分明かでもなく少々は疵のあるものとても通用に差支なしとする弘仁十一年六月の布令の旨が再び繰返へされてゐる。三代實錄併しながら惡錢擯棄のことは人情の自然に出づるもの故、法令の力によつて粗惡の錢の通用を強制することは不可能であり、でなければ貨幣の品位の低下は必然に米價をほじめ一般物價の騰貴となつて現はれて來るであらう。

京都の市民にとつて米價の高低はいふまでもなく最も重要な生活の問題であつた。それは年の豊凶によつて變動することを免れなかつたが、當時の政府は一般に公定の方針をとつてゐたやうで、その額は一々明かではないが、貞觀八年二月、穀價の騰貴に應じて従前一升二十六文であつた白米を四十文に、同じく十八文であつた玄米を三十文に改

めたことが三代實錄に見えてゐる。このとき大津或は淀の津頭では白米一斛が七貫二百文、玄米が四貫四百文、即ち升にしてそれぞれ七十二文、四十四文であつたといふからこの公定の價格は時價に比してなほ著しく低廉であつたわけである。かうした公定價格の維持のためには飢饉その他の事情によつて時價の昂騰する際、政府の手持米を放出してその騰貴を防ぐことが必要であつた。貞觀九年は飢饉殊に甚しく群盜蜂起して市中の治安さへ脅かされたので二月には特に詔を下して米三百二十石、粳二千石、鹽三十五斛新錢一百貫を貧困者に賑給することがあつたが、四月に至つてはじめて東西京に常平所をおき官米を糶つた。このとき一斛の値は新錢一千四百文、即ち升十四文であつたのを官米賣出價格は一升新錢八文と定められ、爲に京邑の人來り買ふ者雲の如しと三代實錄に記されてゐる。

その後常平所のことは元慶二年正月、延喜九年正月、同十六年、延長四年、天徳元年等にも見え、いづれもその年の飢饉に際して米價を平衡せしめる効果を果した。延喜九年の常平所の官米賣出の際は一升寛平錢三文と記されてゐ

る。また延喜十六年、常平所が大津並に山崎に於いて、私人の米を買付けてゐるのは當時この兩地が東西より京都に送られる米が荷上げされるところであつたからで、その前年、延喜九年七月東西兩津に於いて米價を平商すと日本紀略に記されてゐるのも同じことであつた。たゞかくの如き常平所による米價の調節は、市場の統制と同様この背後に鞏固な政治力を有してはじめてその十分な効果が期せらるべきであつたが、令制弛廢の形に於いて示される平安朝の下に於いてはそれは到底十分なることを望めなかつた。これら兩津頭は平安中期より末期にかけて私の商取引によつていよいよ賑ふこと既に周知知られるところである。

以上之しい史料を通じて瞥見したところ平安京市民の經

濟生活の極めて限られた一面に過ぎないが、一應すべての經濟行爲を國家の法令によつて枠付け、専ら官の立場からこれを統制しようとした律令制度の下に於いて市民の私利追求、自由なる欲望充足の願望が次第にこれを打破り遂にその全面的な崩壞に導くに至る經路の一斑はほゞこれを明かにしえたかと思ふ。若しそれ時代の貴族の奢侈生活が如何に市民の經濟意欲を刺戟し、文化生活に於ける都鄙の懸隔が如何に兩者の間に貨物の交流を促し、またそれらが相寄つて如何に莊園發達の原因となり、遂に莊園制の發達が如何に平安京の都市生活を變貌せしめるに至つたか等の問題に至つては稿を改めて別に論じたいと思ふ。

(昭和廿一年十二月初稿・同廿二年十月補訂)